

＜商品概要説明書＞ 事業者カードローン

（平成17年5月1日現在）

商品名	事業者カードローン
商品の仕組	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者の小口事業資金に対して、極度額の範囲内でローンカードを用いCDやATMを通じ簡易な手続で反復・継続して借り入れができる商品です。 ・一般の当座貸越が、当座預金に貸越契約をセットした商品で、お客様が振り出した手形や小切手が取立に回ってきたときに当座預金の預金残高ではその決済に不足する場合、契約で決められた極度額を限度として自動的にその不足額を融資する商品であるのに対し、当座預金とのセット商品ではなく、また手形や小切手を使用することはありません。貸越専用商品といえます。 ・契約書として専用の「当座貸越契約書（ちばしんきん事業者カードローン）」（以下、契約書といえます）を使用します。 ・契約書に貸越極度額、取引期限、利息等を記入し、署名捺印していただきます。なお、保証人を付ける場合は別途限定根保証約定書により保証契約を締結していただきます。担保を付ける場合は、その担保物件に応じた契約書を別途使用することになります。 ・当座貸越契約書の印紙税は、「記載金額のない第1号の3文書」に該当し200円です。 ・当金庫との融資取引の基本契約を信用金庫取引約定書により締結します。（印紙税4千円要）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①②を満たし当金庫の会員になる資格を持ち、かつ健全な事業を営む方（個人・法人）。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地域に住所のある事業者の方。 ②当金庫の地区内に事業所を有する事業者（個人・法人）の方。 ・本商品は信用保証協会の保証付きが条件です。保証協会の条件は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 有担保保証の場合（下記ア、イ、ウのいずれかを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> 業歴3年以上で、ア 当金庫との与信取引が1年以上あり、イ 最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、ウ 今期利益計上を予定しており債務超過でなく、償還能力があると認められる方。 ② 無担保保証の場合（下記ア、イ、ウのいずれかを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> 業歴3年以上で原則として当金庫の近隣で事業を営み、ア 最近の決算において利益を計上しかつ今期も利益計上が見込まれ、イ 最近の決算において利益を計上し債務超過でなく店舗・住宅・または工場等のいずれかを自己所有し、ウ 当金庫との与信取引が2年以上あり債務超過でなく店舗、住宅または工場等のいずれかを自己所有し、償還能力があると認められる方。
資金用途	事業資金（事業用の運転資金ならびに設備資金）
お借入期間	原則として2年。期限到来毎に再審査をしようえで更新可能な商品です。
ご融資額	<ul style="list-style-type: none"> ・有担保……100万円以上1,000万円以下 ・無担保……100万円以上500万円以下
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・利率は変動金利方式とし、毎月1日（休日の場合は翌営業日）の当金庫の短期貸出最優遇金利に連動する長期貸出最優遇金利を基準金利とし、基準金利の変更に伴いその変動幅と同一の幅で利率を引き上げたり引き下げたりします。 ・利息の計算は、毎日の最終貸越残高を貸越利息対象残高として次の計算式で算出します。 $\text{貸越利息} = \text{貸越残高} \times \text{貸越利率} \div 365$ ・上記により算出された利息を毎月4日に決算し翌5日付で貸越元金に加算（元加）します。
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> ・保証協会の保証を付けるにあたって下記の保証料を保証協会に支払うこととなります。 有担保保証…年0.90% <極度額×保証期間（2年）×保証料率> 無担保保証…年1.00% < // >
延滞損害金	<ul style="list-style-type: none"> ・取引期限が到来し契約更新をしないことになった場合は、期限に貸越残高を返済しないと、返済されるまで年14%の延滞損害金を支払わなければなりません。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月5日に元加後の貸越残高に1.666%を乗じた額を返済金とします（万円未満切り上げ）。 ・返済金は、返済用指定預金口座より自動引き落としとなります。
保証人担保	<ul style="list-style-type: none"> ・有担保…個人の場合は担保提供者、法人の場合は代表者および担保提供者が保証人となります。 ・無担保…個人の場合は保証能力のある法定相続人または事業承継者。法人の場合は代表者および保証能力のある方。 ・担保とは、不動産・有価証券等とします。
極度額減額 貸越中止 解約	金融情勢の変化、債権の保全その他の事態発生のため、やむを得ないと当金庫が判断したときは、当金庫はいつでも極度額の減額、貸越中止、解約ができます。ただし、権利の濫用とならぬよう客観的合理的な根拠をお客様に提示しご説明することになります。

即時支払	<ul style="list-style-type: none">・取引期限到来以前でも主に次のような事態が発生した場合には、取引期限が到来したものとされそのときの貸越残高を即時一括して返済しなければなりません。（契約書第11条）*当然にそうなる場合…①契約者が、支払いの停止、または破産手続開始、民事再生手続開始等法的処分を申し立てたとき、②手形交換所の取引停止処分を受けたとき、③契約者または保証人の預金が（仮）差押を受けたときなど。*当金庫の請求に対する契約者の対応が不十分な場合…当金庫に対する債務に不履行があった場合（延滞等）、担保物件に差押があったとき、住所変更届をせず、所在不明となったとき等貸越金の返済に支障を来していると当金庫が判断し請求書を送付したものの、事態が改善を見せないとき。・この場合、貸越残金に対し年14%の延滞損害金利率が適用されます。（契約書第4条）
------	--